

子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書

（宛先）茅ヶ崎市長

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

【申請にあたって同意していただく事項】

1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給その他施設における給食費の徴収に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者を提供することがあります。
3. 施設等利用費は、市区町村が認めた場合は、申請者に代わり、利用する施設・事業者が受領する場合があります。
4. 新年度4月利用開始等の場合は、認定事務が集中し日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、認定結果のお知らせを延期する場合があります。
5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。
7. 必要書類の提出等により認定区分または認定要件等の変更が確認された場合は、本申請書をもって変更することに同意します。
- 以上のことに同意し、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

申請子ども	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		個人番号 (マイナンバー 12ケタ)	※※※※※※※※※※※※※※		
申請保護者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名		個人番号 (マイナンバー 12ケタ)	※※※※※※※※※※※※※※		
	住所	〒 2 5 3 ー 茅ヶ崎市				
	日中の連絡先	優先順位1 ➡ ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()		優先順位2 ➡ ☐ 父 ☐ 母 ☐ その他 ()		
		TEL	TEL			

同居・同一生計者全員	氏名(申請子ども以外)	続柄	別居	所属先(通園先・就労先等)	生年月日	個人番号(マイナンバー12ケタ)
	フリガナ	父・母 きょうだい 祖父・祖母	☐ 別居		年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※
	フリガナ	父・母 きょうだい 祖父・祖母	☐ 別居		年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※
	フリガナ	父・母 きょうだい 祖父・祖母	☐ 別居		年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※
	フリガナ	父・母 きょうだい 祖父・祖母	☐ 別居		年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※
	フリガナ	父・母 きょうだい 祖父・祖母	☐ 別居		年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※
	フリガナ	父・母 きょうだい 祖父・祖母	☐ 別居		年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※
	フリガナ	父・母 きょうだい 祖父・祖母	☐ 別居		年 月 日	※※※※※※※※※※※※※※
	別居している同一生計世帯員の住所	〒 ー 都・道 府・県 市・区 町・村				

利用施設・サービス名 ※新2号・新3号申請の場合は、 該当の事業にチェックをしてください	☐ 預かり保育 ☐ 認可外保育施設 ☐ 一時預かり ☐ 病児保育 ☐ ファミリー・サポート・センター	利用施設名 預かり保育 認可外保育施設	
施設利用開始日 ※上記施設への入園日	年 月 日	認定開始希望日	年 月 日
認定種別	☐ (新1号) 申請児童は、満3歳に達している ※私学助成幼稚園の方で保護者のいずれかに「保育の必要性」がない場合 ☐ (新2号) 申請児童は、認定希望日の年度内の4月1日時点で満3歳に達している ※裏面の記入及び添付書類が必要です ☐ (新3号) 申請児童は、認定希望日の年度内の4月1日時点で満3歳に達していない、かつ市民税非課税世帯 ※裏面の記入及び添付書類が必要です		

新 2 号及び新 3 号申請

保育を必要とする自由に応じて記入して下さい。該当する必要書類も本申請書に添付してください。

保育の必要性	父	母	保護者の状況	必要書類と注意事項
就労 勤務形態・場所を問わず、月 6 4 時間以上の就労	☐	☐	・雇用されている方 ・内定状態の方 ・育児休業中であり復職予定がある方	●「③就労証明書」 ※証明日が令和 7 年 8 月 1 日以降のもの 【注意事項】 ・就労証明書は、就労先に作成を依頼してください。 ・内定状態または育児休業からの復職の場合は、就労開始日(復職日)からの認定となります。 就労開始日(復職日)前に申請することが可能です。その場合、後日、就労開始日(復職日)以降の証明日の就労証明書(復職の場合は復職済証明書も可)を追加提出してください。
	☐	☐	・父母自身または祖父母が代表者である法人に雇用されている方 ・自営業主の方 ・自営業専従者や家族従業員の方	●「③就労証明書」 ※証明日が令和 7 年 8 月 1 日以降のもの ●「自営を証明する書類」 【注意事項】 ・自営業主や自営業専従者、家族従業員の場合、就労証明書は自営業主が作成してください。 ・「自営を証明する書類」の添付は必須です。詳細は市ホームページをご確認ください。
求職活動	☐	☐	・求職活動中の方 ・起業(開業)準備中の方	●「④求職活動誓約書 兼 起業準備状況申告書」 【注意事項】 ・認定開始から60日が経過する日が属する月の翌月 1 日までに就労開始する必要があります。
就学 職業訓練の受講	☐	☐	・就学している方や職業訓練を受講している方 (保育所等のしおり P.1(3)に該当の場合のみ ⑤)	●「⑤就学に関する調査」 ●「在学証明書」と「授業カリキュラムの時間割が分かる書類」の 2 点
介護・看護	☐	☐	・同居している親族の介護や看護等をしている方	●「⑥介護・看護に関する調査」 ●「⑧診断書」(証明日が令和 7 年 8 月 1 日以降のもの)または「介護・看護を受ける方の障害者手帳や介護保険被保険者証の写し」
保護者の 疾病・障がい	☐	☐	・保護者に疾病や障がいがある方	●「⑦疾病・障がいに関する調査」 ●「⑧診断書」(証明日が令和 7 年 8 月 1 日以降のもの)または「障害者手帳等の写し」
妊娠・出産		☐	・妊娠・出産予定がある方(産前・産後期間)	●「⑨-2 出産予定連絡票(施設等利用給付認定用)」 【注意事項】 ・認定期間は、出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合は 1 4 週間)前の日を含む月の初日から出産日の 8 週間後の翌日を含む月の末日までとなります。
災害復旧	☐	☐	・災害の復旧にあたっている方	り災証明書
その他	☐	☐	・DV・虐待等により、市が保育の必要性を認める場合	保育課へご相談ください

⑤学校教育法第 1 条に規定する学校、第 1 2 4 条に規定する専修学校、第 1 3 4 条第 1 項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合。
職業能力開発促進法第 1 5 条の 7 第 3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは第 2 7 条第 1 項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 4 条第 2 項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けている場合。

【ひとり親世帯(父子・母子)の方、それに準ずる方】

※下記のいずれかの必要書類が揃っていない場合は、ひとり親世帯(準ずる)として認定できません

該当に☑	現在の状況	必要書類
☐	(1) 公的書類ですでにひとり親であることが認められている場合(離婚・死別・未婚)	●「⑬ひとり親世帯に関する申立書」 ●戸籍謄本、受理証明書、児童扶養手当証書、ひとり親福祉医療証等の写し 1 点
☐	(2) 離婚調停中(婚姻費用分担調停は除く)、協議離婚予定の場合	●「⑬ひとり親世帯に関する申立書」 ●離婚調停中であるとわかる書類、弁護士発行の書類、公正証書等の写し 1 点
☐	(3) 配偶者が行方不明・生死不明	●「⑬ひとり親世帯に関する申立書」 ●警察署長発行の行方不明者届受理証明書等の写し 1 点

新 2 号・新 3 号認定の申請に必要な書類はこちらからダウンロードできます。



新 3 号申請は以下も記入

【申請児童が、認定希望日の年度内の 4 月 1 日時点で満 3 歳に達していない、かつ市民税非課税世帯の方】

第 3 号申請	☐ 1 月 1 日時点での住民登録地が市外の場合は、住民登録があった市区町村で発行される市区町村民税の所得割額がわかる証明書(課税証明書等)の提出を求める場合があります。
1 月 1 日時点の住民登録地	令和 7 年 1 月 1 日時点 父： ☐ 茅ヶ崎市 ☐ 他 (都道府県 市区町村) 母： ☐ 茅ヶ崎市 ☐ 他 (都道府県 市区町村) 令和 8 年 1 月 1 日時点 父： ☐ 茅ヶ崎市 ☐ 他 (都道府県 市区町村) 母： ☐ 茅ヶ崎市 ☐ 他 (都道府県 市区町村)